

【新規事業】 体育奨励事業に対する補助金の交付について

体育奨励事業補助金の概要

各自治体や団体が運営し、参加費用が発生する マラソン大会 を対象に
各年度(4月1日～翌年3月31日)被保険者1人につき1回
¥3,000を上限に、参加費用に対する補助を行います。(※)

例： 館山若潮マラソン、アクアラインマラソン
千葉県外のマラソンでも対象となります。

(※) 亀田健保に加入する被保険者のみが補助対象となります。

被扶養者や扶養外の家族であっても補助対象外となります。

(※) 参加費用が¥3,000に満たない場合は、実費分の補助となります。

(※) 補助対象は参加費用のみです。食費や交通費等は対象外となります。



STEP1 まずは対象の体育奨励事業に参加してみましょう！

各自で対象事業へのお申し込みを行い、対象事業に参加してみましょう！

対象事業の実施日が属する年度(※)を補助対象年度とします。

令和8年度は年度途中の開始となるため、“令和8年10月1日以降実施分”を
補助金の交付対象とさせていただきます。ご了承ください。

(※) 令和8年10月(令和8年度)に申し込みと参加費のお支払いが
済んでいる場合でも、令和9年4月(令和9年度)の実施だった場合には
補助対象年度は令和9年度となります。

STEP2 事業参加後、健保組合に申請書を提出

★補助金の申請に必要な物

① 体育奨励事業補助金申請書(亀田健保組合が作成したもの)

② 領収書(参加者名義のもの)(※)

(※) ご一緒に参加された方の分をまとめてお申し込みの場合は各名義分

③ 運営団体が発行したパンフレット、もしくは大会概要などの資料

上記の①～③をまとめて、健保組合あてに提出しましょう！

申請先住所：〒260-0014 千葉県千葉市中央区本千葉町3-1
明治安田生命千葉ビル7階
亀田総合病院健康保険組合 宛

(※) 各年度の申請期限は 翌年度の4月20日までとなります。
3月に実施される事業の場合はご注意ください。

STEP3 お振込みまで

申請書が健保組合に到着後、申請内容の確認をおこないます。
内容に不備がなければ、申請書を受領した月の月末に補助金をお振込みいたします。

その他、ご意見・ご不明点などございましたら健保組合までご連絡ください。

TEL:043-225-3811 mail:hoken-jigyo@kameda-kenpo.com